

## 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

平成24年11月1日  
総務部総務課契約係

登米市が発注する工事で、建設資材を遠隔地から調達せざるを得ない場合に、購入費及び輸送費について設計変更できる制度を運用します。

東日本大震災に伴う復旧・復興工事が本格化するなか、不足する建設資材を遠隔地から調達せざるを得ない場合に、その購入費及び輸送費について設計変更できる制度を運用します。

### 記

#### 1 対象工事

登米市（医療局及び水道事業所を除く。）が発注する工事で、平成24年11月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年11月1日時点で契約中の工事

#### 2 対象資材

購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等（山砂、碎石、捨石、被覆石等）とし、輸送費の対象は仮設材（鋼矢板等）とする。

#### 3 制度の内容

別紙「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準」参照

#### 4 周知

別紙1「特記仕様書への記載」の例により対象工事を周知する。

#### 5 施行日

平成24年11月1日